

緊急小口資金等特例貸付の償還免除について

この資金は、国の決めた要件にあてはまる場合、「償還免除(返す必要がなくなる)」になります。

令和6年(2024年)に償還免除の手続きができるのは、令和6年度(2024年度)に、「あなた(借りた人)」と「あなた(借りた人)の世帯主」が両方「住民税均等割・所得割どちらも非課税(住民税を支払う必要がない)」であるときです。

※「あなた(借りた人)」が「世帯主」の場合、「あなた(借りた人)」が「住民税均等割・所得割どちらも非課税(住民税を支払う必要がない)」であれば償還免除の手続きができます。

あなたが「償還免除」になるかどうか、「償還免除」になるためにはどうしたら良いか、説明しますので、よく読んで、必要な手続きをしてください。

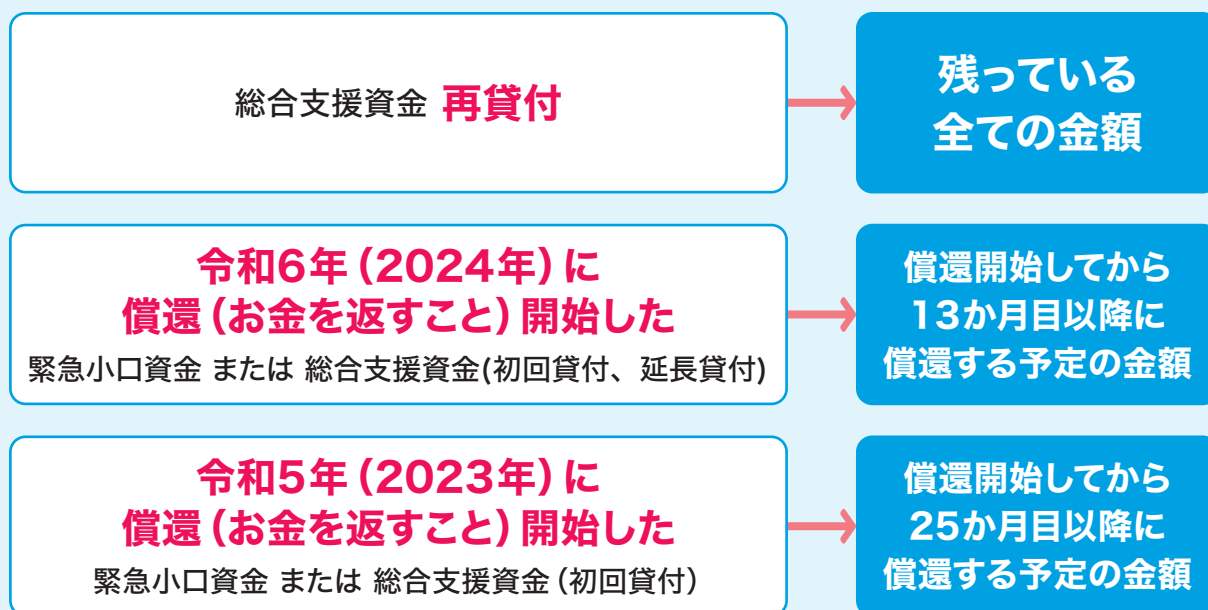
1 あなたが利用した資金を確認してください

資金の種類	借入期間	貸付上限金額
緊急小口資金		20万円
総合支援資金(初回貸付)	1か月～3か月目	単身世帯 月額15万円 複数世帯 月額20万円
総合支援資金(延長貸付) [※]	4か月～6か月目	
総合支援資金(再貸付)	1か月～3か月	単身世帯 月額15万円 複数世帯 月額20万円

※初回貸付の借入期間を延長する(続けて利用する)貸付のことです。令和2年(2020年)7月から令和3年(2021年)6月まで受付けていました。

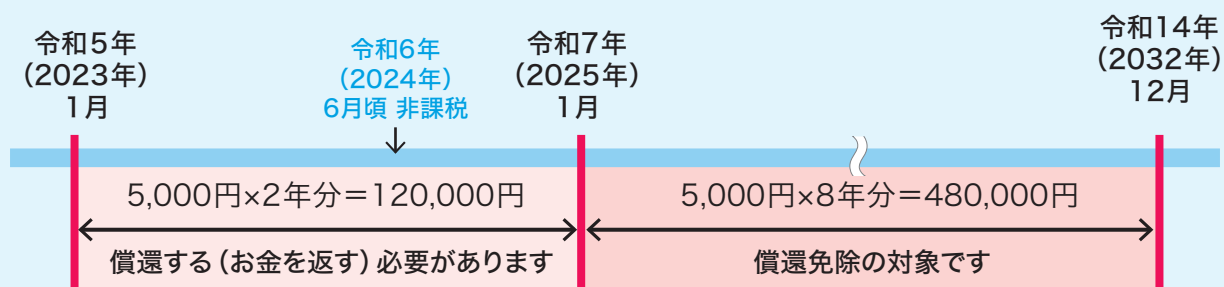


2 償還免除になる金額

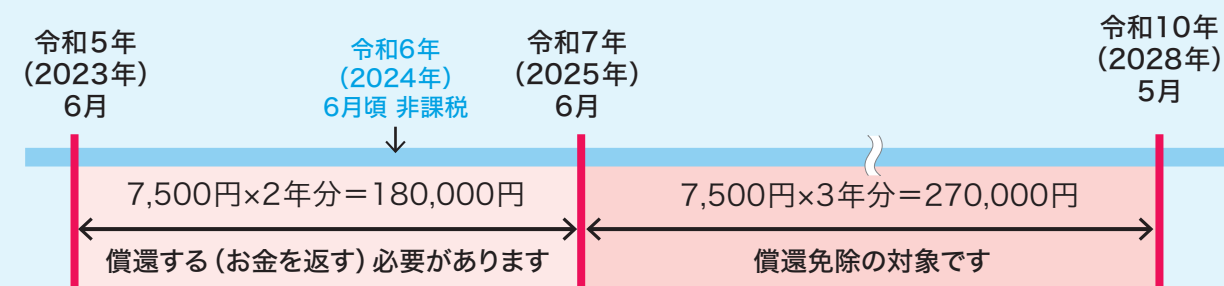


※令和6年(2024年)12月までが償還期限となる緊急小口資金は対象になりません。

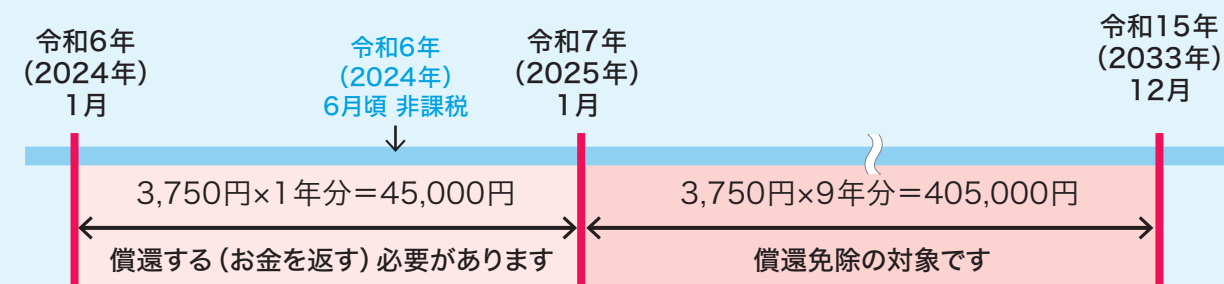
例1) 総合支援資金(初回貸付) 60万円を、令和5年1月から10年で償還する予定の場合



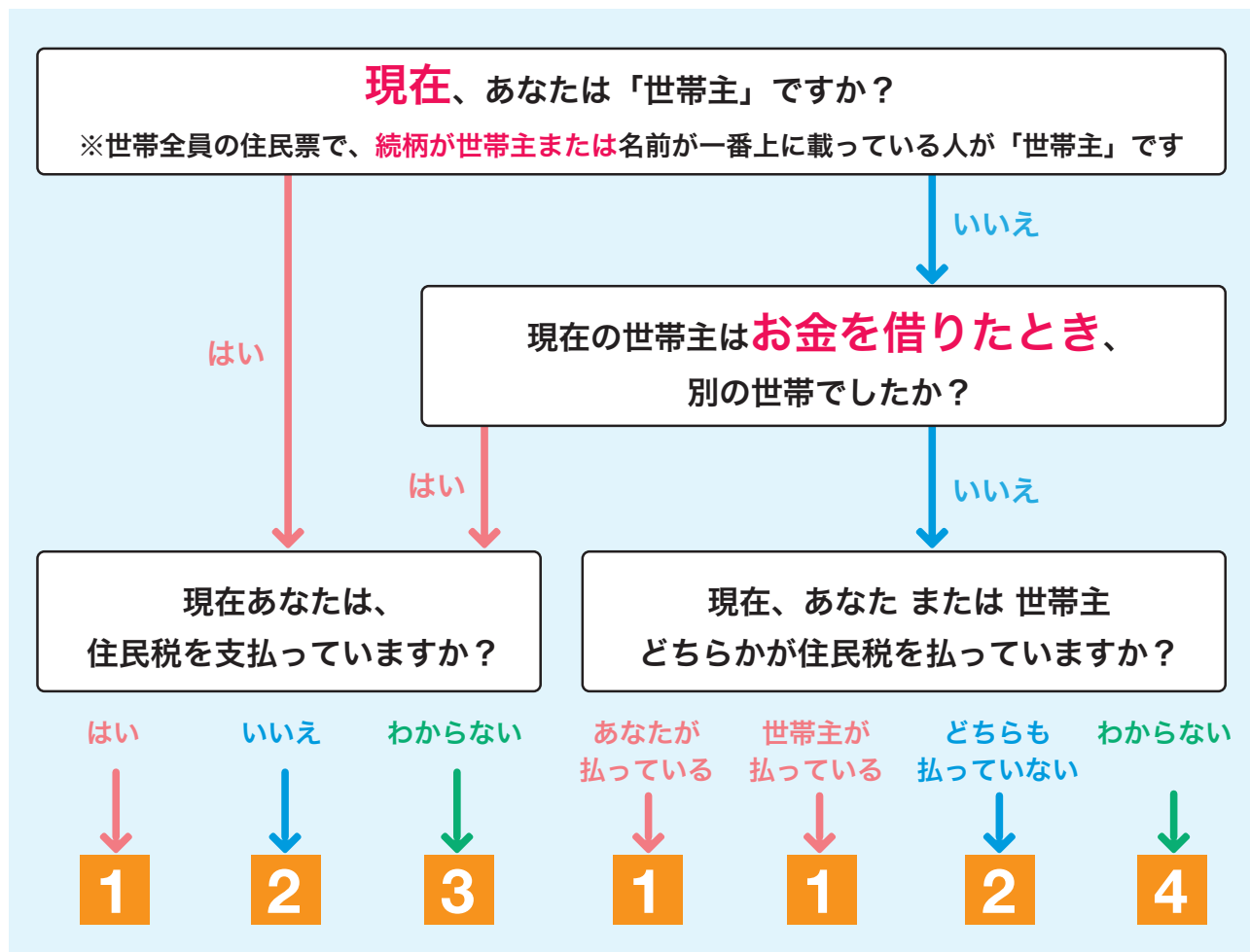
例2) 総合支援資金(初回貸付) 45万円を、令和5年6月から5年で償還する予定の場合



例3) 総合支援資金(延長貸付) 45万円を、令和6年1月から10年で償還する予定の場合



3 償還免除の対象かどうか確認してください



1 償還免除にはなりません → **6** へ

2 償還免除の申請をしてください → **4** へ

3 あなたが「令和6年度（2024年度）住民税非課税」かどうか確認してください → **5** へ

4 あなたと世帯主が「令和6年度（2024年度）住民税非課税」かどうか確認してください
→ **5** へ

※借りたときに世帯主が別だった場合、別途書類の提出が必要になる場合もあります。

4 償還免除の申請方法

● 申請の締め切り **令和6年（2024年）8月31日（当日消印有効）**

● 必要な書類

① 償還免除申請書（同封している書類 ②）

② 住民票（「世帯全員」の住民票で、3か月以内に発行したもの）

③ 令和6年度（2024年度）の非課税証明書（金額が＊表示になっていないもの）

※①の書き方がわからないときは、特例貸付事務センターか、住んでいる区市町村の社会福祉協議会に相談してください。

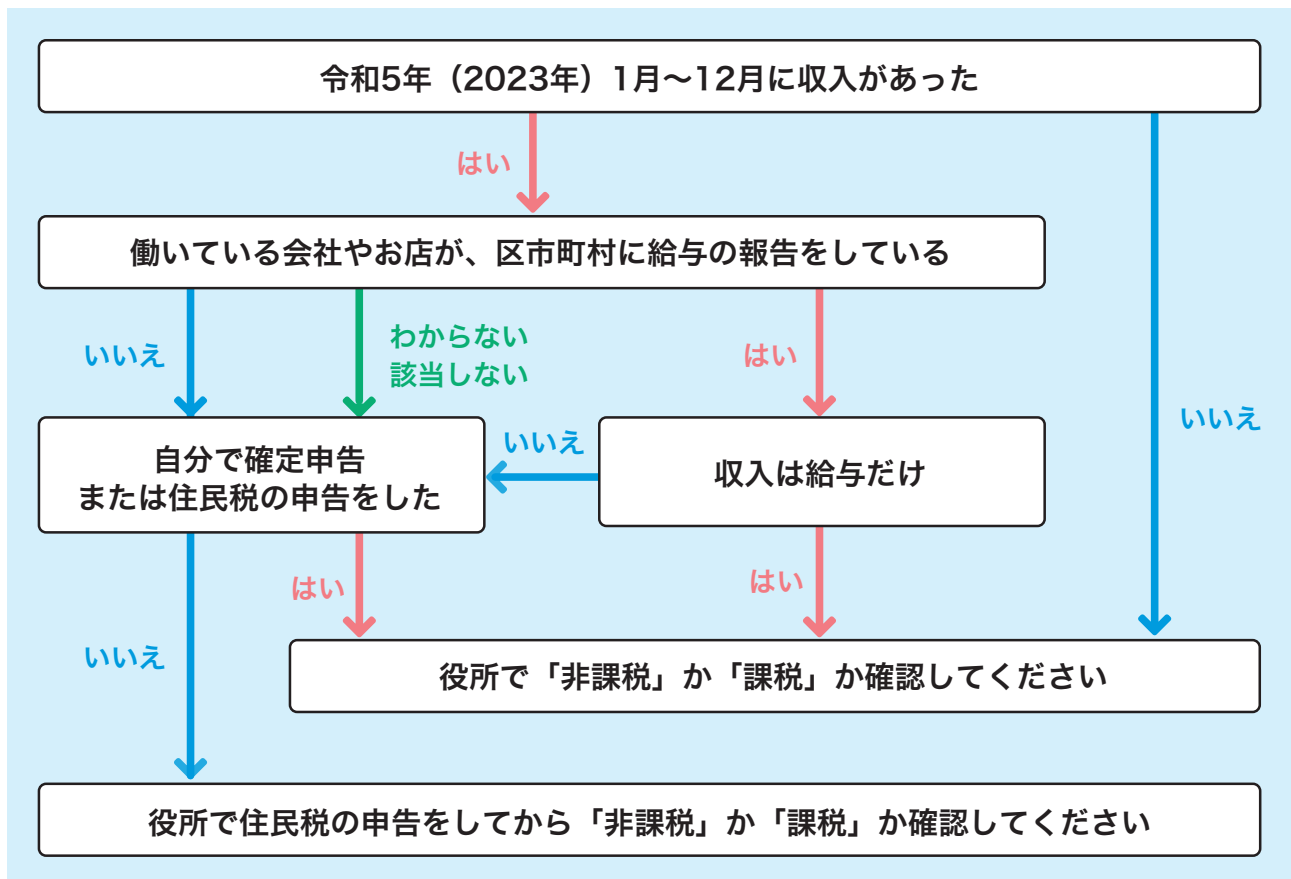
● 申請先

〒119-0213 東京都社会福祉協議会 特例貸付事務センター

※住所の記載は不要です。

※この手紙と一緒に入っている青色の封筒（切手不要）に①②③を入れて、ポストに投函してください。

5 住民税について確認する方法



●令和6年度（2024年度）非課税だった → **4** へ

●令和6年度（2024年度）課税だった → **6** へ

6 償還免除にならないとき

償還が始まる前にお知らせを送ります。住所が変わった場合は、「住民票」「運転免許証のコピー」「マイナンバーカードのコピー」「在留カードのコピー」のいずれかを特例貸付事務センターへ届け出てください。

※転居の前と後の住所が記載されていること

7 償還免除申請の手続きが終わったら

令和6年（2024年）9月末以降に、償還免除になったかどうかをお知らせします。

今回償還免除にならなかった人には、来年、償還免除について改めてご案内しますので、住所が変わった場合などは必ず届け出てください。

問い合わせ先

〒119-0213 東京都社会福祉協議会 特例貸付事務センター

☎050-3668-5012（受付時間：平日9：30～17：30）

<https://www.tcsw.tvac.or.jp/coronatokurei/index.html>

